


「徹底研究 3 類消防設備士」正誤表 (第 1 版第 2 刷用)

頁	該当箇所	誤	正
18	16 行目	炭素鋼鋳鉄, 合金鋼鋳鉄, ステンレス鋳鋼, 高マンガン鋳鉄があり, …	炭素鋼鋳鋼, 合金鋼鋳鋼, ステンレス鋳鋼, 高マンガン鋳鋼があり, …
33	図 1.23 【※右図と差し替え】		
47	表 2.1 (6)ロ 【※右記と差し替え】	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人短期入所施設, 養護老人ホーム, 特別養護老人ホーム, 軽費老人ホーム(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 7 条第 1 項に規定する要介護状態区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な要介護者」という)を主として入居させるものに限る.), 有料老人ホーム(避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る.), 介護老人保健施設, 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 2 第 4 項に規定する老人短期入所事業を行う施設, 同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る.), 同条第 6 項に規定する認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 救護施設 (3) 乳児院 (4) 障害児入所施設</p> <p>(5) 障害者支援施設(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 4 条第 1 項に規定する障害者又は同条第 2 項に規定する障害児であつて, 同条第 4 項に規定する障害支援区分が避難が困難な状態を示すものとして総務省令で定める区分に該当する者(以下「避難が困難な障害者等」という.)を主として入所させるものに限る)又は同法第 5 条第 8 項に規定する短期入所若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設(避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る. ハ(5)において「短期入所等施設」という.)</p>	
48	表 2.1 (6)ハ 【※右記と差し替え】	<p>次に掲げる防火対象物</p> <p>(1) 老人デイサービスセンター, 軽費老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く.), 老人福祉センター, 老人介護支援センター, 有料老人ホーム(ロ(1)に掲げるものを除く.), 老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項に規定する老人デイサービス事業を行う施設, 同条第 5 項に規定する小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(ロ(1)に掲げるものを除く.)その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(2) 更生施設</p> <p>(3) 助産施設, 保育所, 児童養護施設, 児童自立支援施設, 児童家庭支援センター, 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 6 条の 3 第 7 項に規定する一時預かり事業又は同条第 9 項に規定する家庭的保育事業を行う施設その他これらに類するものとして総務省令で定めるもの</p> <p>(4) 児童発達支援センター, 情緒障害児短期治療施設又は児童福祉法第 6 条の 2 第 2 項に規定する児童発達支援若しくは同条第 4 項に規定する放課後等デイサービスを行う施設(児童発達支援センターを除く.)</p> <p>(5) 身体障害者福祉センター, 障害者支援施設(ロ(5)に掲げるものを除く.), 地域活動支援センター, 福祉ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 5 条第 7 項に規定する生活介護, 同条第 8 項に規定する短期入所, 同条第 12 項に規定する自立訓練, 同条第 13 項に規定する就労移行支援, 同条第 14 項に規定する就労継続支援若しくは同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う施設(短期入所等施設を除く.)</p>	
63	6~8 行目 【※右記と差し替え】	<p>●特定防火対象物で延べ面積 300 m²以上のもの(ただし, 次の a~c は延べ面積に関係なくすべて)</p> <p>a. 令別表第 1(2)項ニ, (5)項及び(6)項ロ, すなわちカラオケボックス, ホテルや養護老人ホーム等</p> <p>b. 令別表第 1(6)項イ及びハ, すなわち病院や老人デイサービスセンター等(利用者を入居させ, 又は宿泊させるものに限る)</p> <p>c. 令別表第 1(16)項イ, (16 の 2)項, 及び(16 の 3)項, すなわち複合用途防火対象物や地下街・準地下街(前述の a や b がある場合に限る)</p>	
63	11 行目	一階段特定防火対象物	特定一階段防火対象物
64	11 行目		

68	8～10 行目	免状の交付を受けた日から 2 年以内, その後は 5 年ごとに…	免状の交付を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に…
68	10 行目末尾 【※右記を追加】	その後は, 講習を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに講習を受けなければならない.	
69	表 2.12 3～5 行目	【※削除】	
69	表 2.12 7～10 行目 【※右記と差し替え】	火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する中継器	中継器に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 18 号)
		火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備に使用する受信機	受信機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 56 年自治省令第 19 号) ガス漏れ検知器並びに液化石油ガスを検知対象とするガス漏れ火災警報設備に使用する中継器及び受信機の基準(昭和 56 年自治省告示第 2 号)
69	表 2.12 1 列 11 行目	漏電火災警報器	住宅用防災警報器
69	表 2.12 2 列 11 行目	漏電火災警報機に係る技術上の規格を定める省令(昭和 51 年自治省令第 15 号)	住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令(平成 17 年総務省令第 11 号)
70	4 行目	登録検定機関	総務大臣の登録を受けた法人
78	問題 18 (1), 解説 1 行目		
172	問 7 (2)		
70	1 行目	個別検定	型式適合検定
78	問題 18 (2), (3), 解説【計 5 カ所】		
172	問 7 (2), (3), (4)		
74	問題 8 (1)	建築主は, 消防長又は消防署長の同意を得た後に建築主事等に確認申請を行う.	建築主事等が確認を行うに際しては, 消防長又は消防署長の同意が必要となる.
77 ～ 78	問題 17 (1)	…交付を受けた日から 2 年以内, その後は 5 年ごとに, 都道府県知事が行う工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない.	…交付を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に講習を受けなければならない. その後は講習を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに講習を受けなければならない.
81	6, 11 行目	第 4 種又は第 5 種	第 4 種及び第 5 種
96	表 3.3 2 列 4 行目	木工加工品	木材加工品
	表 3.3 2 列 5 行目	…ゴムくずに限る)…	…ゴムくずを除く)…
100	下から 4 行目	…音響警報装置を設ける…	…音響警報装置(音声によるもの)を設ける…
114	8 行目	KF-5-1-12	FK-5-1-12
116	図 3.14, 図 3.15	【※「安全弁」を右記の記号に変更】	
120	問題 8 図		
171	問 5 (4)	免状の交付を受けた日から 2 年以内, その後は 5 年ごとに, 工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を受けなければならない.	免状の交付を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 2 年以内に講習を受けなければならない. その後は講習を受けた日以降における最初の 4 月 1 日から 5 年以内ごとに講習を受けなければならない.
185	問 6 (1)計器室 右辺	140 kg	144 kg